

# 北海道教育委員会 公報

令和5年(2023年)  
4月19日(水曜日)

第6297号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1  
告示
- 教育職員免許状の失効について…………… 4
- 教育職員免許状の取上げについて…………… 5

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第11号)

##### 1 趣旨

令和5年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 北海道岩見沢東高等学校ほか9校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道岩見沢東高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道鶴川高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40

(2) 北海道札幌白陵高等学校ほか7校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道札幌白陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	400	360	40
北海道石狩翔陽高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	960	920	40
北海道倶知安高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	160	120	40
北海道名寄高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道富良野高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和5年4月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第11号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道岩見沢東高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

--	--	--	--	--	--

」

普通科	200	200	200	/	600
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	160	200	200	/	560
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道深川西高等学校の項中

普通科	120	120	80	/	320
-----	-----	-----	----	---	-----

を

普通科	80	120	80	/	280
-----	----	-----	----	---	-----

に改め、

同表北海道長沼高等学校の項中

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌白陵高等学校の項中

普通科	400			/	400
-----	-----	--	--	---	-----

を

普通科	360			/	360
-----	-----	--	--	---	-----

に改め、

同表北海道野幌高等学校の項中

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	80	120	120	/	320
-----	----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道北広島西高等学校の項中

普通科	200	200	240	/	640
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	160	200	240	/	600
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道石狩翔陽高等学校の項中

総合学科	960			/	960
------	-----	--	--	---	-----

を

総合学科	920			/	920
------	-----	--	--	---	-----

に改め、

同表北海道倶知安高等学校の項中

普通科	480			/	480
-----	-----	--	--	---	-----

を

普通科	440			/	440
-----	-----	--	--	---	-----

に改め、

同表北海道余市紅志高等学校の項中

総合学科	160			/	160
------	-----	--	--	---	-----

を

総合学科	120			/	120
------	-----	--	--	---	-----

に改め、

同表北海道鶴川高等学校の項中

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

を

- 「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、
- 同表北海道名寄高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中
- 「

普通科	160			/	160
-----	-----	--	--	---	-----

」を
- 「

普通科	120			/	120
-----	-----	--	--	---	-----

」に改め、
- 同表北海道富良野高等学校の項中 「

普通科	480			/	480
-----	-----	--	--	---	-----

」を
- 「

普通科	440			/	440
-----	-----	--	--	---	-----

」に改め、
- 同表北海道美幌高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中
- 「

普通科	80	40	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」を
- 「

普通科	40	40	40	/	120
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、
- 同表北海道湧別高等学校の項中 「

普通科	80	40	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」を
- 「

普通科	40	40	40	/	120
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、
- 同表北海道清水高等学校の項中 「

総合学科	320			/	320
------	-----	--	--	---	-----

」を
- 「

総合学科	280			/	280
------	-----	--	--	---	-----

」に改め、
- 同表北海道広尾高等学校の項中 「

普通科	80	40	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」を
- 「

普通科	40	40	40	/	120
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、
- 同表北海道池田高等学校の項中 「

総合学科	200			/	200
------	-----	--	--	---	-----

」を
- 「

総合学科	160			/	160
------	-----	--	--	---	-----

」に改め、
- 同表北海道別海高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中
- 「

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を
- 「

普通科	80	120	120	/	320
-----	----	-----	-----	---	-----

」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第22号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年4月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	南波健一	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平13小一種第0344号	平成14年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (社会)	平13中一種第0395号		
高等学校教諭1種免許状 (地理歴史)	平13高一種第0838号		
失効年月日	令和5年3月28日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		
氏名	桜庭智輝	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平30小2第97号	平成31年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (技術)	平30中1第635号		
中学校教諭2種免許状 (家庭)	平30中2第107号		
高等学校教諭1種免許状 (工業)	平30高1第855号		
失効年月日	令和5年3月29日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		
氏名	田中幸一	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (保健体育)	昭58中1第6452号	昭和58年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状	昭58高1第6452号		

(保健体育)			
特別支援学校教諭2種免許状 (知的障害者・肢体不自由者)	平29特支2第153号	平成29年10月10日	北海道教育委員会
失効年月日	令和5年3月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		
氏名	佐々木 優	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平25小2第157号	平成26年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (国語)	平25中1第988号		
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平25中1第987号		
高等学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平25高1第1339号		
失効年月日	令和5年3月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		

**北海道教育委員会告示第23号**

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第11条第1項の規定により、取上げの処分を行った。

令和5年4月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	半谷 芳文	本籍地	福島県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (国語)	昭54中1第22749号	昭和54年3月31日	東京都教育委員会
高等校教諭1種免許状 (国語)	昭54高1第24112号		
高等学校教諭専修免許状 (国語)	昭57高専第920号	昭和57年3月31日	
取上げ年月日	令和5年3月30日		
取上げの事由	教育職員免許法第11条第1項(同法施行細則第20条第8号ア)該当		

